

第1章 総則

第1条 規約の適用

本規約は、株式会社ビーシーデポコーポレーション(以下「当社」といいます)が販売する、インターネットと月額会員制保守サービス(以下「本商品」といいます)のセット販売の契約者に遵守される規約となります。本商品を申し込み時点で、本規約に同意したものとします。また、契約者が当社の提供する「本商品」並びにクリニックサービスを利用する際には、別紙クリニックサービス「約款」に定める内容/当社の責任範囲も包括して同意したものとします。

第2条 会員

- 1 当社が販売する、本商品に当社指定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、商品区分を指定して申し込みされた方で当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
- 2 当社が審査のうえ入会を承認した本会員に対して、当社はEdu機能のついたプレミアムメンバーカード(以下「本カード」という。)を発行いたします。Eduの利用に関しては、Eduの定める会員規約に準じます。
- 3 本会員の加入した本商品の支払いは、本会員が入会申込時に支払い方法として指定したクレジットカードによる月額支払いとします。支払に関しては、第5章第20条に準じます。また、料金等の引渡しは本商品お申込時の当該クレジットカード会社の利用規約に準じます。

第3条 プレミアムメンバーカードの管理

- 1 本カードは当社の管理するお客様番号と本カードに記載されているお客様番号より関連付けられた本会員以外では使用できません。
- 2 本カードの所有権は本会員にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよび本カード情報を使用し管理しなければなりません。また、本会員は他人に対し、本カードを貸与、預託、譲渡すること、また、本カード情報を預託、もしくは使用させることを一切してはなりません。本カードには電子マネーEdu機能が付いております。本カードの紛失に対して発生し得るいかなる損害も当社はその責を負わないものといたします。万一本カードを紛失した場合は、Edu救急ダイヤルに連絡してください。Edu救急ダイヤルにて以後、チャージされないように機能を停止することができます。また、紛失・盗難時にチャージされていたEdu残高は返還されません。また、紛失等の際には本カードの再発行が必要になります。再発行に関しては、トータルサービスコールセンターにご連絡ください。また、再発行に際しては、第3章第12条に準じた手数料1,000円が発生いたします。
- 3 本カードによって、本商品に加入した本会員であることが証明されます。本カードがないと本商品にて提供されるサービスや特典を利用できないことがあります。

第4条 プレミアムメンバーカードの機能

- 1 本カードを店頭にて提示することにより、本商品の加入プランに含まれるサービスをご利用いただくことができます。
- 2 本カードには電子マネーEdu機能が付いております。本カードに現金をチャージしていただくことにより、Edu加盟店にてお支払いにご利用いただくことができます。Eduチャージは、1回の入金につき25,000円で合計残高が50,000円までチャージできます。チャージは一部のEdu加盟店、Eduチャージャーなどでチャージすることができます。電子マネーEduの詳細ご利用方法は、<http://www.edv.jp/>をご覧ください。

第5条 規約の変更

当社は、一定の予告期間をもって当社指定の方法により本会員に通知することにより、この規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、会員契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本会員による承諾があったものとみなします。

第2章 本商品

第6条 本商品のサービス内容と範囲

本商品には、当社が別紙「ご契約されるサービスの内容」に定めるプランがあります。各商品の内容は以下のとおりです。  
 「A」EMワイヤレス！ゲームバック3 … ①高速ワイヤレスインターネット ②オールワイヤレス！ゲーム機インターネット接続サポート ③トータルサービスコールセンター利用権  
 「B」ひかひかワイヤレス！ゲームバック3 … ②オールワイヤレス！ゲーム機インターネット接続サポート ③トータルサービスコールセンター利用権  
 「C」おしゃのインターネットDeワイヤレス！ゲームバック3 … ②オールワイヤレス！ゲーム機インターネット接続サポート ③トータルサービスコールセンター利用権

1 「A」「B」「C」に共通する次項

- (1) 本商品は課金開始より24ヶ月以上の使用を前提としたものです。24ヶ月以内の解約に関しては、契約解除手数料をご請求させていただきます。
- (2) 本サービスは個人使用を前提とし、法人利用目的および②について「11台」以上のゲーム機接続のご依頼については、当社の判断でお断りできることとします。
- (3) ①②に関する店頭でのサポートはプレミアムメンバーカードを店頭で提示し、かつ該当するサービスの含まれたプランにご加入されていることが確認される場合に限り提供されます。また、当社は、②③のサービスに際し、善意の作業で起きた損害(データ等を含む)に対して保証する責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する機械の損害は例外とします。その際も、本会員の機器内のデータ等に関する消失などの責は負わないものとします。
- (4) ①②について、当社は、直接的、間接的、付随的な損害を含みこれに限定されない、本サービスの不具合により発生するいかなる種類の損害に対してもその責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または過失によるお預かり機器の破損・故障・紛失に関しては、該当機器の修理または、同等機器を上限額として損害賠償することといたします。また本サービスの目的が達成されなかった時の損害賠償は、サービス代金を上限額として損害賠償することといたします。
- (5) ②のサービスに使用する無線LAN通信機器は、サービス加入中のレンタルであり、サービス解約時は申込店舗に返却をすることとします。本会員が②の解約後、無線LAN機器返却が不可能な場合は、以下の金額にて販売できることとします。但し、販売後、当社および機器製造メーカーは、機器および②サービスのサポートを一切行いません。  
 「A」プラン …… 10,000円 「B」「C」プラン …… 5,000円  
 なお、当社がAの②サービスを①の通信端末のみで提供している場合は端末を返却いただく必要はありません。
- (6) ②は当社が定めるゲーム機と当社が提供する通信機器が無線LAN(Wi-Fi)にて通信できるように設定するサポートであり、インターネット接続後の使用・操作方法についてのサポートは行いません。サポートの対象となるゲーム機は当社が定める機器となり、当社が予告なく変更できることとします。また、ゲーム機に故障や部品・付属品の不足等の問題がある場合やゲーム機メーカーが行っていないソフトウェアが設定されている場合、当社はサービス提供の責を負いません。
- (7) ③について、当社が規定する以外の質疑については、当社はサービスを提供する責を負わないものとします。その判定は当社が行います。
- (8) ③の利用は、本商品の契約者本人が、同居している家族に限り有効となります。
- (9) 当社は本商品のサービス提供において、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる賠償責任も、当社の責に帰すことのできない事由による損害、当社の予見の無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客様に対してなされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損・変更、または消滅について、責任を負わないものとします。
- (10) 当社は、本商品の全部または一部を当社が選定した協力会社へ委託する場合があります(対象機器の発送・配達・荷受けを含む)。この場合、当社の責任の範囲は当規約の各条項に定める内容と同様とします。  
 (11) 当社は、本会員への事前の通知なくして本商品の内容、名称、または仕様を変更することがあります。その内容は、当社指定の方法により本会員に随時通知いたします。  
 (12) 各サービスの詳細は、別紙「PCDEPOTトータルサービスの手引き」を参照してください。当社は本規約及び左記「手引き」の内容についてご確認、ご了承頂いたことを前提にサービスの提供を行なうことといたします。

2 「A」についてのみ関連する事項

- (1) ①は、イー・モバイル株式会社(以下、EM社)の設備を使って提供する、提供通信方式: HSDPA(下り最大7.2Mbps)又はHSPA+(下り最大21Mbps)の通信サービスです。下り最大21Mbps対応エリア外の通信可能エリアでは、下り最大7.2Mbpsとなります。さらに、下り最大7.2Mbps対応エリア外の通信可能エリアでは、下り最大3.6Mbpsとなります。ご加入プランの最大通信速度は、別紙「PCDEPOTトータルサービスの手引き」にてご確認ください。
- (2) ①の通信速度は理論上の最高速度であり、実際の速度を保証するものではありません。ご利用エリア、ご利用端末によって通信速度が異なる場合があります。また、対応エリア、対応端末での通信であっても、会員のご利用環境によって通信速度が異なる場合があります。
- (3) ①は電波を利用している為、建物の中やトンネル内などの障害物により電波の届かないところや、電波の弱いところでは、ご利用いただけません。また、使用中に電波状態の悪いところへ移動する場合は、通信が切れる場合があります。
- (4) ①について一定時間以上継続してEM社の電気通信設備を占有する等、その通信がEM社通信サービスの提供または他の契約者の利用に支障をきたすおそれがあると当社またはEM社が認めた場合等に、事前に通知することなくその通信/通信を切断または制限する場合があります。
- (5) ①についてインターネット接続を行うにあたりプロバイダのご契約は不要ですが、別途インターネットアプリケーションサービスをご利用の場合は、プロバイダとの契約が必要となる場合がございます。
- (6) ①が含まれるプランに申し込みの場合、契約事務手数料2,835円(税込)が必要となり、初月のサービス利用料金と合算してお支払いただきます。なお、契約事務手数料は解約されても返還致しません。
- (7) ①に使用する通信端末に付属するEM chip(以下、USIMカード)の所有権は、EM社に帰属します。本サービスご解約の際には、USIMカードを当社に返却していただくこととします。
- (8) ①に使用する通信端末の無償修理規定は通信端末に同封されている保証書に記載された内容となり、サービス加入日より1年以内の正常な使用状態のもとで故障した場合は無料で修理させていただきます。また、③パソコン延長修理保証に加入中の場合、その加入期間中に正常な使用状態のもとで通信端末が故障した場合は修理代金の70%を当社が負担いたします。
- (9) 会員は①に使用する通信端末やUSIMカードについて、紛失、破損、盗難など発生した場合は、お買い求めの店舗または、トータルサービスコールセンターへ、速やかに連絡することとします。通信端末およびUSIMカードの再発行には当社が定める料金が必要となります。また、上記により、サービスが一時中断している期間も、月額のサービス利用料金は発生します。また、上述を理由とし解約を行う場合でも、契約解除料支払いを免除されることはありません。

第7条 割引サービスについて

- 1 本商品は最初の課金から24ヶ月以上使用していただくことを前提に、「長期契約割引」として、初期設定費用ならびに端末料金(ゲーム機本体を含む)・月額料金が割引されております。24ヶ月以内に解約される場合は、第3章13条に定める「契約解除料」がかかります。  
 長期割引期間満了月の翌月より、通常料金「ベーシック」(年割加入)の月額料金が自動的に変更となります。
- 2 会員は24ヶ月間の長期契約引満了後、本サービスの1年間継続利用を当社にお約束いただくことを条件に、通常料金「ベーシック」の月額料金から当社が定める料金が割引となる「年ごと割」への加入が可能です。「ベーシック」の月額料金を「年ごと割」の割引料金はそれぞれ、別紙「ご契約されるサービスの内容」をご確認ください。  
 (1) 長期割引期間満了月の翌月より、自動的に「年ごと割」加入が適用されます。「年ごと割」加入を希望されない場合は、期間満了月以前にトータルサービスコールセンターへの電話又は郵便による通知が必要です。  
 (2) 年ごと割は会員より解除の申し出がない限り、1年単位で自動更新となります。  
 (3) 年ごと割の契約解除は会員が当社トータルサービスコールセンターへ電話または郵便にてその旨を通知することにより行われます。  
 (4) 年ごと割の更新月は年ごと割加入日から算出し、1年後の同日が含まれる月となります。  
 (5) 年ごと割更新月以外の契約期間中に、本サービスの解約もしくは年ごと割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。

第3章 契約

第8条 契約の申込

- 1 会員契約の申込は、この規約に同意のうえ当社所定の方法により行うものとします。
- 2 第8条第1項において会員契約の申込をする方(以下「申込者」といいます。)で、当社指定のクレジットカードによる料金等の支払いにご同意いただく場合、当社指定のオンラインサインアップ手続きによる会員契約の申込を行うことができます。
- 3 当社は、前項のオンラインサインアップ手続きにより申込がなされたとき、申込者に対し本サービスを利用するための会員番号を交付いたします。

第9条 申込の承諾

- 1 会員契約は第8条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。
- 2 当社は、次の各号の場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、会員契約成立後であっても、次の第1号に該当する場合は、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号、第4号、第5号、第6号の場合には当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。  
 (1) 会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合  
 (2) 申込者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠りまたは怠る恐れがあると当社が判断した場合  
 (3) 過去に不正使用等により会員契約(その他当社が提供するサービスの)の解除または本サービス(その他当社が提供するサービスを含む。)の利用を停止されていることが判明した場合  
 (4) 申込者が未成年者の場合  
 (5) 本商品の申込者が、その指定したクレジットカードの名義人と異なる場合  
 (6) 本商品の申込者が、その指定したクレジットカードを使用することとなる場合において、当該クレジットカードを発行したクレジットカード名義人からクレジットカード利用契約の解除その他の理由により当該クレジットカードの利用を認められないとき  
 (7) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項に従い当社が会員契約の申込の不承諾または会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等については、申込者は、第5章の規定に準じてこれを支払うものとする。

**第10条 契約事項の変更等**

- 1 本会員は、その氏名、住所または連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。
- 2 本会員は、会員契約プランを変更しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約コースの変更があったものとします。
- 3 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申込むものとします。
  - (1) 本商品の解約および他のプランへの変更
  - (2) 料金等の支払方法に利用するクレジットカードの情報等
- 4 当社は、前項の変更申込があった場合は、第8条の規定に基づき取り扱います。
- 5 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、第9条第2項の規定に基づき本商品の利用について変更された事項を適用いたします。

**第11条 権利の譲渡等**

- 1 本会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、に供する等の行為をすることができません。
- 2 本会員が死亡した場合は、本サービスを受ける権利を相続人が承継することはできません。
- 3 当社は、会員の死亡の事実を知ったときは、その情報を知り得た時点をもって会員契約の解除があったものとして取り扱います。
- 4 当社はこの規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、当社が会員から料金等(延滞利息を含みます)の支払いを受ける権利の全部または一部を、会員がその指定したクレジットカードを選択した料金等の支払方法において使用することとなる場合において当該クレジットカードを発行した会社に対し、譲渡することができるものとします。また、当社は、当該クレジットカードを発行した会社に対し、かかる譲渡を取消し、または当該クレジットカードを発行した会社から再譲渡を受けることができるものとします。

**第12条 「プレミアムメンバーカード」再発行**

当社は、本会員がプレミアムメンバーカードを紛失、盗難、毀損、滅失等で、当社が認めた場合に限り再発行を認めるものとします。なお、この場合、本会員は当社所定の再発行手数料1,000円の負担が必要となります。

**第13条 会員が行う契約の解除**

- 1 本商品は最初の課金から24ヶ月以上使用していただくことを前提に、「長期契約割引」として、初期設定費用ならびに端末料金・月額料金が割引されております。24ヶ月以内に解約したく場合は、ご契約時に加入者が指定しているクレジットカードにて、契約プラン毎に定める契約解除料をご請求させていただき、自動で引き落としさせていただきます。契約プラン毎の契約解除料は以下の表に定める金額となります。

新にねん・にねんプラン		ご利用開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	1年
A	JEMワイヤレス！ゲームパック3	¥34,000	¥32,583	¥31,167	¥29,750	¥28,333	¥26,917	¥25,500	¥24,083	¥22,667	¥21,250	¥19,833	¥18,417	¥17,000
C	お使いのインターネットでワイヤレス！ゲームパック3	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000
			1年1ヶ月	1年2ヶ月	1年3ヶ月	1年4ヶ月	1年5ヶ月	1年6ヶ月	1年7ヶ月	1年8ヶ月	1年9ヶ月	1年10ヶ月	1年11ヶ月	2年
A	JEMワイヤレス！ゲームパック3		¥15,583	¥14,167	¥12,750	¥11,333	¥9,917	¥8,500	¥7,083	¥5,667	¥4,250	¥2,833	¥1,417	¥0
C	お使いのインターネットでワイヤレス！ゲームパック3		¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥0

にねんMAXプラン		ご利用開始月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	1年
A	JEMワイヤレス！ゲームパック3	¥85,000	¥81,458	¥77,917	¥74,375	¥70,833	¥67,292	¥63,750	¥60,208	¥56,667	¥53,125	¥49,583	¥46,042	¥42,500
B	ひかりワイヤレス！ゲームパック3	¥40,000	¥38,000	¥36,000	¥34,000	¥32,000	¥30,000	¥28,000	¥26,000	¥24,000	¥22,000	¥20,000	¥18,000	¥16,000
			1年1ヶ月	1年2ヶ月	1年3ヶ月	1年4ヶ月	1年5ヶ月	1年6ヶ月	1年7ヶ月	1年8ヶ月	1年9ヶ月	1年10ヶ月	1年11ヶ月	2年
A	JEMワイヤレス！ゲームパック3		¥38,958	¥35,417	¥31,875	¥28,333	¥24,792	¥21,250	¥17,708	¥14,167	¥10,625	¥7,083	¥3,542	¥0
B	ひかりワイヤレス！ゲームパック3		¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥16,000	¥0

- 2 第7条2項に定める「年とく割」が適用されている場合、年とく割更新月以外の契約期間中に本サービスの解約もしくは年とく割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。
- 3 本会員は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。
- 4 契約解除により消滅する権利について
  - ①高速ワイヤレスインターネットサービス ②オールワイヤレス！ゲーム機インターネット接続サポート ③トータルサービスコールセンター利用権
- 5 本商品中のサービス内容について、個々での解約はできないものとします。
- 6 本契約の解除は、サービスに使用する機器の返却もしくは販売の完了を当社が確認した時点で成立することとします。
- 7 ②)に使用する機器の返却は原則当社申込み店舗へのご返却とし、やむを得ない事情により持ち込みが行えない場合は、郵送にて当社に返却することとします。その場合の発送にかかる費用は、本会員の負担とします。
- 8 当社は、既に受領した利用料金その他の債務の払い戻し等は一切行う責を負わないものとします。
- 9 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

**第14条 契約解除の通知**

- 1 当社の定めるトータルサービスコールセンターにご連絡をいただき、メールにて本会員に解約通知書を送付し、本会員が記入したその返送通知書が当社に到着した時点で契約解除通知が完了(以下「解除通知完了」といいます)したものとします。
- 2 会員契約の解除依頼が契約解除期限の前であっても、解除通知期限を過ぎた後での解除通知完了に関しては、翌月の会員契約の解除となります。

**第4章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除**

**第15条 利用中止**

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、会員による本商品の利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の本商品用の設備の保守上または工事やむを得ない場合
  - (2) 災害等により本商品の全部または一部が提供できなくなった場合
  - (3) 本会員もしくは第三者による本商品用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為、または本会員もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合
- 2 当社は、前項の規定により本商品の利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。当社は、前各号による本商品の中止に伴い本会員、または第三者が被った被害に対しこの規約で定める以外、その一切の責を負わないものとします。

**第16条 利用停止**

- 1 当社は、本会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うこともなく、当該会員による本商品の利用を停止することがあります。
  - (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2) 支払期日を超えても料金等を支払わない場合
  - (3) 本会員の指定したクレジットカードを料金等の支払い方法において使用することとなる場合において、当該クレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由により当該クレジットカードの利用を認められなくなったとき
  - (4) 破産手続き開始または再生手続き開始の申立があった場合
  - (5) 第6章第22条に反した場合
  - (6) 前各号の他この規約上の義務を現に怠りまたは怠る恐れがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本商品の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急時や連絡がつかない等のやむを得ない場合は、この限りではありません。

**第17条 当社が行う契約の解除**

- 1 当社は、前条の規定により本商品の利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにも関わらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法で通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。また、長期連絡が取れない等、止むを得ない場合は、通知なしに契約を解除できるものとします。
- 2 本会員が前条各号の事由に該当し、当社業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合には、本商品の利用停止をしない、当社所定の方法で通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
- 3 前項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本商品の利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額および契約解除料を直ちに支払うものとします。

**第5章 料金等**

**第18条 料金等**

料金等の具体的な額は、当社指定の本商品料金表によるものとします。また、当社の都合により本商品の料金を変更することがあります。本商品は、パソコンに適用されるサービスであり、対象となるパソコンの購入価格、又は製造からの経過年数によって料金が決定します。

**第19条 料金等の計算方法等**

- 1 当社は、本商品の料金について、毎月の初日から末日までの間(以下「料金月」といいます)を単位として計算します。
- 2 当社は利用料金を料金月の前月末日に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

**第20条 料金等の支払方法**

- 1 会員は、次の方法により料金等の支払いを行うものとします。
  - (1) クレジットカード
  - (2) その他当社が定める方法
- 2 料金等の支払いが前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジットカード会社のクレジット利用規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。
- 3 当社は本会員に対し、毎月の初日から末日までの利用分の請求を本会員が本商品の料金等の支払に指定している当該クレジットカード会社に対し、当月の5日に行うものとします。
 

会員は、当社に別途申し出をしない限り、毎月継続して同様に支払うこととします。

会員は、クレジットカードの会員番号や有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を申し出ることとします。

会員は、指定するクレジットカード会社の会員資格を喪失した場合はもちろん指定したクレジットカード会社の利用代金や年会費の支払状況等によっては、当社または会員が指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てないことを承諾するものとします。

会員は、カード紛失等で、指定したクレジットカード会社の会員番号が変更になった場合、事前承諾なく新しい会員番号がクレジットカード会社より当社へ通知されることを承諾することとします。
- 4 当社は会員の利用料金の計算を利用月の前月末日に計算し、確定します。
- 5 当社は本会員に対してする毎月の初日から末日までの利用分の請求を、本会員が本商品の料金等の支払に指定している当該クレジットカード会社に対し、前月の末日付にて行うものとします。
- 6 当社はクレジットカードによりお支払いいただいた料金に関して、領収証を発行する義務を負いません。会員は指定したクレジットカードによって支払ったサービス使用料等の料金について、当社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。
- 7 前項の規定にかかわらず、本商品の料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 8 当社は、契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。契約者は、この債権譲渡を承諾するものとします。
- 9 契約者とクレジットカード会社の間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

**第21条 延滞利息**

- 1 本会員は、本商品の料金(延滞利息を除きます。)\*について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年15%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 2 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

## 第6章 会員の義務

### 第22条 会員の義務

- 1 本会員は、本商品を利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
  - (1) 本商品により利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
  - (2) 他の会員の会員番号等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員もしくは自己の会員番号等を不正に他の会員もしくは第三者に使用させる行為
  - (3) 他の会員、当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
  - (4) 他の会員、当社もしくは第三者を誹謗中傷したまたはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
  - (5) 他の会員、当社もしくは第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
  - (7) 他の会員、当社もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、他の会員、当社もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）
  - (8) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に違反する行為
  - (9) 本会員もしくは第三者の設備等または本商品用設備に過大な負荷を与える行為
  - (10) 事実と反する情報または意味のない情報を送信する行為
  - (11) その他法令に違反したまたは公序良俗に反する行為
  - (12) その他本商品の運営を妨げるような行為
  - (13) その他各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 2 本会員は、本商品の利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本商品の利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員または第三者から何らかの請求がなされたまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

### 第7章 雑則

#### 第23条 会員への通知

- 1 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本会員に随時必要な事項を通知するものとします。
- 2 当社から本会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に交付された日に効力を生じるものとします。

#### 第24条 著作権等

- 1 別段の定めのない限り、本商品にて提供される全ての情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該サービス提供各社に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本商品の著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
- 2 本会員は、本商品を利用することにより得られる一切の情報（本商品内に含まれる全てのサービスを含みます）を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならずおよび第三者をして行わせてはならないものとします。

#### 第25条 機密保持及び個人情報の取扱い

- 1 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密情報（個人情報及び通信の秘密を含みます）を厳重に管理し、機密情報を保護するために合法的な予防措置を実施するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。機密情報のうち、個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいひ、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等を含むがこれに限らない）については、個人情報の保護に関する法律、その他の法令、各種ガイドラインを遵守します。当社は契約者が本商品の利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。ただし、個人情報に関わる問題が発生した場合は個別に対応します。
- 2 当社では、以下の目的のために契約者の個人情報を利用します。
  - (1) 本商品・インターネットなど、当社サービスを提供するため
  - (2) アフターサービスを行うため
  - (3) 請求を行うため
  - (4) 契約者に有用と思われる情報の提供に利用するため
  - (5) 契約者に個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 3 契約者は、前項利用目的のために、当社が、個人情報の一部を個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で外部業者へ委託することに了承するものとします。当社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、契約により情報管理を徹底すると共に当社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。
- 4 当社では、法令の規定に基づき利用または提供しなければならない時を除いて、個人情報を契約者の同意なしに第三者へ提供することはいらないものとします。この規定は、本商品の契約が終了した後も継続するものとします。
- 5 当社は、契約者の個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などが起こらないよう適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。ただし、当社クリニックサービスをご利用の際は作業内容によって、当社にてお客様のパソコンをインターネットに接続、または、お客様の画像、音楽、個人情報、他人の個人情報等（以下「個人情報」という。）を複製、格納等することがございますが、お客様自身にてバックアップ後、消去してお持ちください。当社では、お客様のパソコン内の個人情報データに関しての消去、流出、毀損、変化等に関しては、当社が管理責任を持たないと共に、保証はいたしません。
- 6 当社は、契約者から当社が管理している契約者の個人情報について開示の請求があった場合は、原則として開示します。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合には、契約者に理由を通知します。
  - (1) 申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
  - (2) 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
  - (3) ご提出いただいた申請書類に不備があった場合
  - (4) 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき
  - (5) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害する恐れのあるとき
  - (6) 他の法令に違反することとなる場合
- 7 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。
- 8 当社は、本会員等が入会の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。

#### 「本サービス内容の問合せ先」

PCDEPOTTータルサービスコールセンター 朝 9:00～夜 9:00  
0570-020-109(携帯・PHS・ひかり電話からは045-330-1360)

#### 「Edy紛失・盗難時等に関する問合せ先」

Edy救急ダイヤル 平日:9:30～19:00、土日祝日:10:00～18:00  
0570-081-999 休業日:1/1～1/3と毎年2月1日曜日